

議案第 67 号

山辺広域行政事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき山辺広域行政事務組合理約を次のとおり変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月7日提出

天理市長 南 佳 策

山辺広域行政事務組合理約の一部を変更する規約

山辺広域行政事務組合理約（平成2年4月1日奈良県指令地第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「事務」の次に「（ただし、消防団及び消防水利に関する事務を除く。）」を加え、同号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とする。

別表中「第3条第1号及び第2号」を「組合の運営」に、「第3条第3号」を「第3条第1号」に改める。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。